

# 福岡県公報

令和四年四月一日  
第二百八十七号  
増刊  
①

## 目次

規 則（第二十号）

○福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則（畜産課）……………一

教育委員会

○福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則（教育庁高校教育課）……………一

選挙管理委員会

○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程の一部を改正する告示（行財政支援課）……………二

人事委員会

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………二

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………二

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………三

再 掲

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………三

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局給与公平課）……………四

## 規 則

福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年四月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第二十号

福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則の一部を改正する規則

福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則（平成二十七年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

別記様式を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年四月一日

福岡県教育委員会

### 福岡県教育委員会規則第十八号

福岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「通信教育」を「面接指導又は試験等」に、「協力」を「連携協力」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 福岡県立ひびき高等学校

- 二 福岡県立大牟田北高等学校
  - 三 福岡県立西田川高等学校
- 第二十七条第四号及び第五号を削り、同条に次の一項を加える。
- 2 協力校の定員は各校四十人とする。

別表中

91	福岡県立鞍手高等学校	全日制	普通(二〇〇)、理数(四〇)
91	福岡県立鞍手高等学校	定時制	普通(四〇)、生活情報(募集停止)
91	福岡県立鞍手高等学校	全日制	普通(二〇〇)、理数(四〇)
91	福岡県立鞍手高等学校	定時制	普通(四〇)、理数(四〇)

改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二一号

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年四月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程（平成七年福岡県選挙管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式その一から第二号様式その三までの様式中「(中略)(中略)」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年四月一日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

密長 副密長 長 副長 監察長 監察副長 企画広報監 企画監 地域企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管理 理専門監 検査指導監 検査監 建設監理監	を	密長 副密長 長 副長 監察長 監察副長 企画広報監 企画監 情報企画監 産業企画監 県政情報監 防災危機管理 理専門監 地域政策監 検査指導監 検査監 建設監理監
--	---	--

「副密長」を「事務長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年四月一日

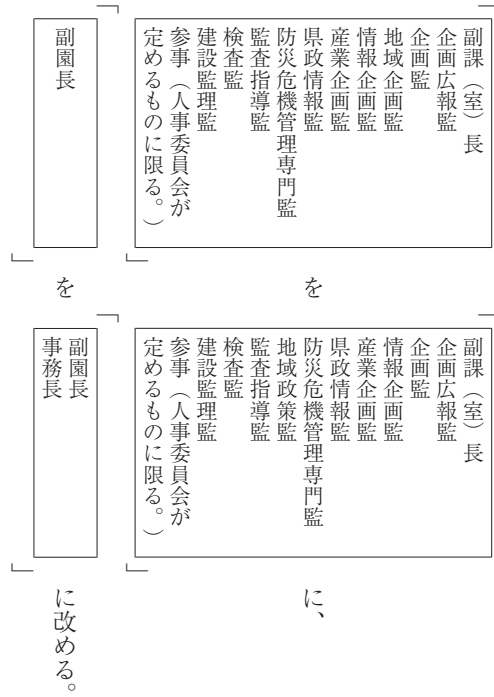
福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中



附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年四月一日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「地域企画監」を「地域政策監」に改め、「新産業振興課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」を削る。

別表第二児童相談所の項中「相談課長」を削り、同表ことも療育センター新光園の項中「庶務課長」を「事務長 経営管理課長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「第二条第三号イ(3)」を「第二条第三号イ(2)」に、「一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十日以上である非常勤職員」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員
- 二 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十日以上であるもの

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（条例第二十二條第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員）

第十一条 条例第二十二條第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、第一条の二各号に掲げる非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

様式第二号の記入上の注意の6中「第16条第1項第7号」を「第16条第1項第8号」に改める。

様式第三号中「様式第3号（第4条、第8条、第12条関係）」を「様式第3号（第4

糸、第8条、第13条関係)」に改める。  
様式第五号中「様式第5号(第11条関係)」を「様式第5号(第12条関係)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式とみなす。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和元年福岡県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「第九号及び第十号」の下に「並びに次項第六号及び第七号」を加え、同項に次の二号を加える。

十七 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 十日の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間

十八 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しない

ことがやむを得ないと認められる場合(前号並びに次項第一号、第三号及び第五号の場合を除く。) 一の年度において十日の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命

権者が定める期間

第十二条第二項第一号中「その勤務しないこと」を「前項第十七号に掲げる期間を超えて勤務しないこと」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号及び第八号中「(一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上であるものであって、六月以上継続しているものに限る。)」を削り、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中イを削り、同号口中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同号中ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第八号とし、同項第十号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同号を同項第九号とする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。